

いなべ市議会基本条例評価検証シート

条	条文	取り組み状況・課題・問題点など	検証結果	具体的な説明・案など
前文 ※議会の存在意義や重要性の確認	いなべ市議会は、いなべ市民によって選ばれた議員により構成された合議制の機関であり、同じく市民によって選ばれたいなべ市長とともに二元代表制の下、緊張関係を保ちながら市民の負託と信頼に応える重要な役割と責任を負っている。また、地方分権の進展に伴い、自治体の自主的決定と責任範囲が拡大され、議会が果たすべき役割が更に求められている。 故に、議会は議決機関として、執行機関に対する監視及び評価機能を発揮するため、議員間で公平かつ適正な議論を尽くすとともに、議決責任を強く認識し、真の地方自治の実現を目指すものである。 そこで、市民に開かれた議会として活動理念を明らかにし、自ら継続的に議会改革に取り組むことにより、市民の福祉の増進及び公平かつ公正な市政の発展を図ることを決意し、ここに「いなべ市議会基本条例」を制定する。		<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第1条 (目的) ※条例を制定する目的	この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、市民の福祉の増進及び公平かつ公正な市政の発展に寄与することを目的とする。		<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第2条 (基本理念) ※二元代表制の認識、議会の基本理念	いなべ市議会(以下「議会」という。)は、二元代表制の下、いなべ市民(以下「市民」という。)の代表としての自覚と誇りを持ち、その負託と信頼に応え、公平かつ適正な議論を尽くすとともに、議決責任を強く認識し、真の地方自治の実現を目指すものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第3条 (議会の活動原則)	議会は、市民の代表として、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議会運営の公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を実現するため、情報提供を積極的に行うこと。 (2) 市民に対する説明責任を十分に果たすよう、分かりやすい説明に努めること。 (3) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに議員間討議を活性化することにより、市政に関する政策立案及び政策提言に積極的に努めること。 (4) 市の政策決定及びいなべ市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行に関し、監視と評価を行うこと。	①第1号から第3号を達成するため、広聴広報委員会を設置し、同委員会を中心に、以下事項に取り組んだ。 ▶議会だよりに加え SNS による発信も充実させた。 ▶議会報告会の拡充により、市民との対話の機会が増えた。 ▶小さな市民の声を逃さないため、みんなの声カフェを各常任委員会で実施。 ▶議会モニター制度の導入により、多様な意見をいただいた。 課題として、それぞれの機能を十分に発揮するため、運営の改善を追求する必要がある。 ②第3号を達成するため、常任委員会において積極的に議員間討議に努めた。 課題として、議員間討議が討論と区別し難いものになったり、自己の意見を述べるにとどまり、円滑な討議になっていない。 また、本会議では実施していない。 ③第4号を達成するため、議会行動計画に掲げたミッションを意識して取り組んだ。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	①議会の政策サイクルに関して一定の体制は整った。運営の改善は、臨機応変に議会運営委員会において協議し、継続的に取り組む。 ②広聴広報機能として整備した取組について、市民参画の拡大を図るため、取組の改善を行う。 ③引続き、議会及び委員会を進行するためにファシリテーション能力の研鑽に励む必要がある。

条	条文	取り組み状況・課題・問題点など	検証結果	具体的な説明・案など
<p>第4条 (議会の災害時対応)</p>	<p>議会は、大規模災害等から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。 2 議会は、災害等の不測の事態が発生し、またそのおそれがあるときは、必要に応じて災害対策本部と情報を共有するものとする。</p>	<p>本会議中に発災したことを想定した避難訓練と、議会BCPの検証を実施した。 自己評価では、「議会BCPを共有できていない」と評価している議員もいる。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/>新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/>条文を改正する <input type="checkbox"/>その他</p>	<p>①議員個々に議会BCPを再確認しなければならない。 ②議会BCPに規定した「検証及び訓練」に基づき、いなべ市防災計画が令和6年3月に改訂されたことに伴い、整合性を議会運営委員会で検証する。 ③避難訓練以外の訓練を計画する必要がある。(議長所掌)</p>
<p>第5条 (議員の活動原則)</p>	<p>議員は、議会を構成する一員として、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 市民の代表としての責任を自覚し、市民の福祉の増進並びに公平かつ公正な市政の発展を図るため、自由闊達な討議を尊重して議会の合意形成に努めること。 (2) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めること。 (3) 議会活動を最優先するよう努めること。</p>	<p>①第1号の目的を達成するため、議会行動計画に掲げた議案審議の見直しに伴い、議案の趣旨及び着眼点の確認、議案に関する情報収集、論点整理、積極的な討議の実施などに取り組んだ。 課題として、議案勉強会及び論点整理の機会について、議員間で捉え方に齟齬がある。 ②第1号の目的を達成するため、常任委員会において積極的に議員間討議に努めた。 課題として、議員間討議が討論と区別し難いものになったり、自己の意見を述べるにとどまり、円滑な討議になっていない。また、本会議では実施していない。 ③第2号の目的を達成するため、市民の多様な意見の把握に努めた。また、議案審議に資するため、各種研修に参加、実地調査を行うなどし、自らの資質向上に努めた。 ④第3号の規定に基づき、議会活動を最優先させた。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/>新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/>条文を改正する <input type="checkbox"/>その他</p>	<p>①本条文の規定に立ち返り、行動計画に掲げた議案審議における議案勉強会、論点整理、積極的な討議・討論などの目的を議会全体で再確認する。 ②引続き、議会及び委員会を円滑に進行するため、議員個々のファシリテーション能力が向上するよう研鑽する。 ③議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、議会として調査すべきテーマを委員会及び全員懇談会で提案する。</p>
<p>第6条 (会派)</p>	<p>議員は、議会活動を円滑に実施するため、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案及び政策提言のために調査研究に努めるものとする。 3 会派は、必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。 4 議長は、必要に応じて会派代表者会議を開催することができる。</p>	<p>①第2項の規定に基づき取り組んだ会派での調査研究を、全員懇談会で報告し、全体へ共有を図った。 ②第4項の規定に基づき、全員懇談会で出された意見の中から協議が必要なものについて、会派代表者会で協議を行い、必要な措置を講じた。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/>新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/>条文を改正する <input type="checkbox"/>その他</p>	
<p>第7条 (会議の公開)</p>	<p>議会は、秘密会を除く全ての会議を原則として公開とする。</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/>これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/>新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/>条文を改正する <input type="checkbox"/>その他</p>	
<p>第8条 (情報の発信及び共有)</p>	<p>議会は、市民と情報を共有するため、多様な広報手段を活用し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は、議案に対する議決の結果及び各議員の表決を公開しなければならない。</p>	<p>①第1項の目的を達成するため、令和5年12月に広聴広報委員会を設置し、以下のとおり取り組んだ。 ▶議会だより→市民にわかりやすい議会だよりを常に追求し、必要に応じ紙面構成の変更を行った。 ▶議会、委員会中継・録画配信 ▶SNSによる情報発信→令和6年1月からFacebook、Instagram、X(旧Twitter)を開始。 ▶議会報告会の拡充→年1回の対面による報告会から、年2回(4月・10月)の対面、年2回(8月・1月)の動画による報告を行い、拡充した。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ続く</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/>新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/>条文を改正する <input type="checkbox"/>その他</p>	<p>情報の発信及び市民と情報を共有するにあたっては、広聴広報委員会を中心に、それぞれの取組の目標値を設定し、今後も継続的に取り組む。また、全議員が取組を主体的に捉えるよう、全員懇談会を活用し取組の共有を図る。</p>

<p>第8条の続き…</p>		<p>▶議案に対する市民意見の募集→議案審議に市民の意見を反映させるため、審議開始後速やかに意見募集を開始し、委員会審査に反映させた。また、閉会後には、反映状況の公表を行った。 上記の課題として、SNSのフォロワー数が少ないこと、議会の情報発信が市民にあまり浸透していないことが挙げられる。 ②第2項の目的を達成するため、議会だより及び議会ホームページを中心に公表した。 また、賛否の理由についても市民に説明することを意識し、討論を充実させた。</p>		
<p>第9条 (市民参加及び連携)</p>	<p>議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、議案審議及び審査に反映させるように努めるものとする。 2 議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を理解するため、請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けることができる。 3 議会は、市民の意見を政策立案及び政策提言に反映させるため、市民及び団体との意見交換の場を設けることができる。</p>	<p>①第1項は、必要とする機会がなかった。 ②第2項は、請願の趣旨説明を委員会でを行う機会を持ったが、陳情については実績がない。 ③第3項の目的を達成するため、議会報告会、みんなの声カフェ及び所管事務調査における市民との懇談の場を設けた。</p>	<p>■これまでどおり取り組む □新たな取り組みを検討する □条文を改正する □その他</p>	<p>①陳情に関する取り扱いを議会運営委員会において協議する。</p>
<p>第10条 (議会報告会)</p>	<p>議会は、議決責任を深く認識し、市民に説明責任を果たすため議会報告会を開催するものとする。</p>	<p>目的を達成するため、令和5年12月に広聴広報委員会を設置し、議会報告会の拡充を図った。 【実績】年1回の対面による報告会から、年2回(4月・10月)の対面、年2回(8月・1月)の動画による報告を行った。 【課題】参加者のアンケート結果から、議会報告の内容に関する理解度は低い。 また、依然として参加者が少ない。</p>	<p>□これまでどおり取り組む ■新たな取り組みを検討する □条文を改正する □その他</p>	<p>①議会報告会で報告する内容及び資料は、市民に分かりやすく、関心及び興味を持ってもらうよう工夫する必要がある。 ②議会、議員の都合で回数を決めるのではなく、若い世代が参加できる機会、参加者を増やすための手段、オンラインの活用など、広聴広報委員会で企画検討を行う。</p>
<p>第11条 (市長等との関係)</p>	<p>議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて、公平かつ公正な市政の発展に取り組むものとする。</p>	<p>市長の提案に対し、議会の権能を活用し、緊張ある関係を保持した。(一般質問、総括質疑、修正動議を含む毅然とした議決) 事務の執行の監視及び評価を行うについては、一定の体制を整備することで議会の政策サイクルが確立した。 政策立案及び政策提言を通じた市政の発展については、各常任委員会の所管事務調査、総合計画特別委員会からの提言により、市民のニーズ、社会の変容に対応した提言を行った。 しかし、政策立案については、実績がない。</p>	<p>■これまでどおり取り組む □新たな取り組みを検討する □条文を改正する □その他</p>	<p>①各議員が行った一般質問の事項から、政策立案及び提言に向けて取り組むものを各常任委員会において協議する。 ②議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、議会として調査すべきテーマを各常任委員会及び全員懇談会で提案する。</p>
<p>第12条 (政策等の説明要求)</p>	<p>議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の形成過程の透明性を図り、議会における論点を明確にするため、次の各号に掲げる事項について、明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策等の提案に至った背景、目的及び効果 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 総合計画等における位置付け (4) 関係する法令、条例、規則等 (5) 政策等の実施に係る財源措置及び費用 (6) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要とする情報</p>	<p>行動計画に掲げた「議案審議の見直し」により、各号に規程した事項について、明らかにするよう求めた。</p>	<p>■これまでどおり取り組む □新たな取り組みを検討する □条文を改正する □その他</p>	<p>執行部から「現時点で提出できない」「現時点で答弁を控える」とされたものは、提出できない理由や答弁できない理由を明確にするよう努める。</p>

【様式第2号】

条	条文	取り組み状況・課題・問題点など	検証結果	具体的な説明・案など
第13条 (予算及び決算における政策説明)	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、施策別又は事業別の分かりやすい説明及び資料の提出を求めるものとする。	行動計画に掲げた「議案審議の見直し」により、提出された資料を基に、議会により掘り下げた予算及び決算審議にあたった。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第14条 (資料請求)	議会は、市政の調査及び研究並びに会議における討議に資するため、市長等に対し、その執行する事務に関する資料の提出を求めることができる。	規程に基づき、適宜資料請求を行った。 【実績】 議員請求6件（衣笠議員、岡 恒和議員、渡辺議員、片山議員） 委員会請求3件（総務経済2件、都市教民1件）	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第15条 (質問等)	議員は、会議において質問又は質疑(以下「質問等」という。)を行うに当たっては、当該質問等の趣旨を明確にしなければならない。 2 会議における質問等は、一問一答方式で行うものとする。 3 議会は、閉会中に緊急を要する事案が発生した場合、議長と協議の上、市長等に対し文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。	第1項及び第2項の規定を念頭に、議員及び議会で行い組んだ。 第3項は実績なし	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	一般質問で上がったテーマを委員会で協議し、全員懇談会で提案を行う。
第16条 (確認機会の付与)	市長等は、会議における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができるものとする。	執行機関は、本条文の規定に基づき確認の機会を適宜行っている。これにより、質問・質疑と答弁に齟齬が生じないよう運営された。	<input type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	二元代表制の観点から「反問権」について、検討・協議を開始する時期に来ている。(議会運営委員会) ※外部評価の意見を求める
第17条 (監視及び評価)	議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、及び評価するとともに、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。 2 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大に努めるものとする。	第1項の事務の執行の監視及び評価を行うについては、一定の体制を整備することで議会の政策サイクルが確立した。 また、議会の政策サイクルが確立したことにより、慎重な審議につながり、議会として事務の執行を是正するよう求めた。 【実績】 修正動議 3件（内可決2件、否決1件） 議案否決 1件 第2項の協議は未実施。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件の範囲の拡大について、協議を開始する。(議会運営委員会)
第18条 (議会意見の尊重)	市長等は、予算及び政策形成過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するよう努めるものとする。	議会の提言に対し、適宜回答された。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第19条 (自由討議の保障)	議会は、言論の府であることを認識し、政策及び課題に対して合意形成を図るため、議員相互間の自由討議を保障するものとする。	行動計画に掲げた「議案審議の見直し」により、議案の趣旨に関する理解を深め、議員間討議及び討論を積極的に実施した。 また、各常任委員会における所管事務調査、総合計画特別委員会における市総合計画の検証及び協議についても積極的に討議を実施した。 課題として、議員間討議が合意形成に寄与していない。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	①引続き、議会及び委員会を進行するためにファシリテーション能力の研鑽に励む必要がある。 ②議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、議会として調査すべきテーマを委員会で協議し、全員懇談会で提案する。 ③一般質問を議員個々のものにとどめるのではなく、議会として取り組む。(委員会、全員懇談会の活用)

【様式第2号】

条	条文	取り組み状況・課題・問題点など	検証結果	具体的な説明・案など
第20条 (予算の確保)	議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議決機関としての権能を自覚するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	議会活動の活発化に合わせた予算の確保に努めている。	<input type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	9月定例会終了後、各委員会において次年度に必要な予算を協議し、議長へ報告する。
第21条 (政務活動費)	<p>会派及び議員は、政策立案、調査研究その他の活動に資するため、法第100条第14項に規定する政務活動費を厳正かつ適切に活用するものとする。</p> <p>2 会派及び議員は、政務活動費の使途の公正性及び透明性を確保し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。</p> <p>3 会派及び議員は、政務活動費による活動状況を公開しなければならない。</p>	<p>議会日より、議会ホームページ、議会図書室において適宜公表している。</p> <p>議会ホームページ及び議会図書室での公表は、細部に渡って執行状況を報告し、透明性の確保を図った。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第22条 (政策立案及び提言)	<p>議会は、政策立案能力の強化に努め、市民の立場から、条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。</p> <p>2 議員が予算を伴う条例案を提案するときは、あらかじめ市長と協議するものとする。</p>	<p>第1項の規定に基づき、議会の決議、修正動議など議会の権能を活用した。また、議会の政策サイクルにより、充実した提言を行うことができた。</p> <p>第2項は実績なし。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第23条 (調査機関の設置)	議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により市民、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	実績なし	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第24条 (情報通信技術の積極的活用)	議会は、議会力及び議員力の強化を図るため、情報通信技術(ICT)を積極的に活用するものとする。	<p>タブレット端末の更新(Wi-Fiモデル→Simモデル)オンラインに関する活動はできていなかった。</p> <p>議員への使用状況に関する実態調査を行った結果、使用状況の課題が見えてきた。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	環境整備した機器(端末)を有効活用するため、研修会を実施。また、さらなるペーパーレス化を図るため、議会運営委員会において協議する。
第25条 (議会運営の原則)	<p>議会は、市民に開かれた議会運営を行うものとする。</p> <p>2 議会は、合議制の機関として、民主的かつ効率的な運営を行うものとする。</p> <p>3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、積極的に議員相互間の活発な議論が行われるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。</p>	<p>行動計画に掲げた各視点に取り組むことで、本条項に掲げた目標を達成するよう取り組んだ。</p> <p>第3項の課題として、議員間討議が討論と区別し難いものになったり、自己の意見を述べるにとどまり、円滑な討議になっていない。また、本会議では実施していない。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	<p>①本条項に立ち返り、行動計画に掲げた議案審議における議案勉強会、論点整理、積極的な討議・討論などの目的を議会全体で再確認する。</p> <p>②引続き、議会及び委員会を進行するためにファシリテーション能力の研鑽に励む必要がある。</p> <p>③議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、議会として調査すべきテーマを委員会で提案し、全員懇談会で報告する。</p> <p>④一般質問を議員個々のものにとどめるのではなく、議会として取り組む。(委員会、全員懇談会の活用)</p>

【様式第2号】

条	条文	取り組み状況・課題・問題点など	検証結果	具体的な説明・案など
第26条 (委員会)	議会における法第109条に規定する委員会(以下「委員会」という。)は、それぞれの目的に応じ、事案の専門性、特性を考慮の上、適切に設置するとともに、その機能が十分に発揮されるよう運営するものとする。 2 委員会は、審査、調査及び研究に当たり、市民に分かりやすい議論を行うように努めるものとする。 3 委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見の交換及び収集を行うものとする。	第1項の規定に基づき、令和5年12月に「広聴広報委員会」を設置し、新たに広聴機能の体制を整備した。また、次期市総合計画に向け、議会として初となる「市総合計画特別委員会」を令和6年6月に設置し、市民のニーズを反映する機会とした。 第2項の目標を達成するために、審査、調査及び研究に当たっては、市民の視点を持ち取り組んだ。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	①引き続き、議会及び委員会を進行するためにファシリテーション能力の研鑽に励む必要がある。 ②一般質問を議員個々のものにとどめるのではなく、議会として取り組む。(委員会、全員懇談会の活用)
第27条 (議長及び副議長)	議長は、議会全体の代表者として、中立性及び公平性を確保して職務を行わなければならない。 2 議長は、議場の秩序を保持し、議事の整理に努め、及び議会の事務をつかさどる。 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、前2項の規定に基づき議長の職務を行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第28条 (議会図書室)	議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室の充実に努めるものとする。 2 議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。	新たに書籍を4冊購入し、図書室入口に掲示した。また、グループウェアの掲示板を活用し、図書室に配置した書類の一部を掲載し、図書室を利用したくなるよう工夫した。 議員の図書貸出実績 2冊。	<input type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	図書室の充実を図るための、議員の中から選出する。(会派代表者会)
第29条 (研修の充実)	議会は、この条例の理念に基づき、議員の政策形成能力、立案能力及び資質の向上を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。	令和6年度は、能力向上につなげる計画的な研修を実施することができなかったが、令和7年度実施に向け、予算計上を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	【令和7年度研修計画】 ▶ファシリテーション→4～5月実施 ▶予算審議と決算審議→7～8月実施 ▶地方議会の役割と機能→改選後
第30条 (議会事務局)	議会は、政策立案能力及び政策提言能力を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実を図るものとする。 2 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、職務に専念するものとする。	議会事務局職員の欠員、補充に関し迅速に対応し、機能を維持した。 議会改革に伴い、議会費予算確保に努めた。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第31条 (政治倫理)	議員は、市民の代表として、議会の権能と責務を深く自覚し、高い倫理観を保持し、その使命の達成に努めなければならない。	コンプライアンス研修を令和6年9月に実施し、議会検証評価の場においても認識する機会を持つなど、議員全員が原点に立ち返る機会を持った。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	常に、政治倫理基準を念頭におくように議会内で啓発する。また、政治倫理規程と合わせて公職選挙法についても市民に知ってもらう機会をつくることで、議員ができないこと、しないことを理解してもらうよう啓発する。 政治倫理規程及び公職選挙法の遵守については、議会運営委員会ですら徹底するための協議を行う。

【様式第2号】

条	条文	取り組み状況・課題・問題点など	検証結果	具体的な説明・案など
第32条 (議員定数)	議員定数は、効率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政に十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。 2 議員又は委員会が議員定数を改正しようとする場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の展望を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。	議員定数を議題として議論することはなかったが、第33条の規定に基づき協議を行った際、議員定数についても、活動状況の検証は行った。 市民の意見を聴く機会の中で、議員定数に関する意見もあったため、議員定数について確認する機会があってもよかった。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第33条 (議員報酬)	議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。 2 議員又は委員会が議員報酬を改正しようとする場合は、行財政改革の視点だけでなく、社会経済情勢及び市の財政状況を考慮するとともに参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。	議会運営委員会において、近年の議会活動の拡充に伴い、議員報酬について協議し、期末手当加算率を0.5%引き上げることとし、議員報酬・・・条例改正を市長へ依頼した。 第2項に規定する参考人制度及び公聴会制度等は、今回、手当の改正のため活用しなかった。 ※令和7年3月定例会において、市長から議案提出予定。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	市政施行以来、いなべ市において特別職報酬等審議会が一度も開かれていない。この20年間で社会が大きく変容していることも鑑み、特別職報酬等審議会の開催を市長に対し求めていく必要がある。
第34条 (最高規範性)	この条例は、議会運営における最高規範である。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、任期開始の日以後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第35条 (検証及び見直し手続)	議会は、この条例の目的が達成されているかどうか、特別委員会において年1回検証するものとする。 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、特別委員会において適切な措置を講じるものとする。 3 議会は、この条例を改正しようとする場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	令和4年12月から令和5年11月にかけて取り組んだ議会全体での検証により、「いなべ市議会行動計画」を令和6年11月に策定した。 この行動計画の策定により、本条例に掲げる各条項の規定に基づく議会及び議員の活動がより具現化して取り組むことができた。	<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	本条例は、市民の福祉の増進を目的にしたものであり、達成すべきは市民生活の改善及び豊かさである。今後も活動の検証を通じて、議会機能の向上を図る必要がある。
第36条 (他の条例との関係)	この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	
第37条 (委任)	この条例の施行に関し必要な事項は、議長が議会に諮って別に定める。		<input checked="" type="checkbox"/> これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 条文を改正する <input type="checkbox"/> その他	